

売れるEC 戦略支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下 NICO）が実施する売れる EC（電子商取引）戦略支援事業の委託先を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

- 【業務名】売れる EC 戦略支援業務
- 【業務内容】別紙企画提案仕様書による
- 【見積限度額】15,075,000円（税込）

3. 参加資格

以下に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) ECの運営・指導に関して知識、経験を有しており、新潟県内に主たる事業所を有している法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4. 委託先選定方法

審査会において、以下の項目を基本に企画提案書の内容を審査し、候補者を選定する。なお、審査はプレゼンテーション審査とし、以下の審査基準を総合的に評価し、選考する。

- (1) 企画提案内容
 - ① ECの分析と課題抽出

- ・企業のECの分析、問題点の発見、解決のための課題の抽出は、ECの効果的な改善になるような企画になっているか。また、ユーザーテストは、一般ユーザーの意見・要望も取り入れることで課題点を多角的に発見するような内容になっているか。

②指導の実施（課題の解決）

- ・ECの分析結果（課題の提示）に基づいたアドバイス（個別指導）は、効果的な改善になるような企画になっているか。

③SNS等に関する講座の企画立案・実施

- ・講座内容は、本事業の趣旨に合致した企画となっているか。

④指導内容のまとめ

- ・各企業の取組み状況について、企業支援に活用できる内容の企画となっているか。

(2) 業務の実行にあたり円滑な運営が可能であるか。

(3) ECの改善について、十分な実績があるか。

(4) 企画提案内容が同等である場合、見積価格が低額であるか。

5. スケジュール（予定）

募 集 開 始：令和3年10月1日（金）

質 問 締 切： 10月7日（木）17：30（必着）

質 問 回 答： 10月12日（火）

応募書類提出期限： 10月15日（金）17：30（必着）

プレゼンテーション審査： 10月18日（月）10：00～

候補者の決定通知： 10月下旬

プレゼンテーション審査は、NICO プラザ会議室 1・2（新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 10F）で行います。

※今回の募集による委託先決定については、県議会における補正予算の議決が前提となります。

6. 提出書類

(1) 参加申込書（様式1：1部）

(2) 提案書（様式任意：5部）

提案内容の他に下記に記す内容について記載すること。

- ・過去の業務実績

※過去にECの改善などを行った実績について記載すること。

(3) 企業概要（様式任意：5部）

(4) 見積書（様式任意：原本1部）

7. 質問事項

本要領及び企画提案仕様について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

(1) 質問方法

質問書（様式2）を電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

令和3年10月7日（木）17：30（必着）

(3) 回答方法

令和4年10月12日（火）に、本プロポーザル案内ページに掲載する。

8. 留意事項

(1) 本プロポーザルに係る提案料のお支払いはいたしません。

(2) 提案物の返還及び審査内容の公開はいたしません。

(3) 契約候補者とNICOが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、協議により最終的に決定します。なお、協議が不調に終わった場合には、次点の者と協議・契約する場合があります。